

第2回宮城県被災者復興支援会議

日 時：平成24年11月20日（火曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

第2回宮城県被災者復興支援会議 議事録

日 時：平成24年11月20日（火曜日）午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席構成員：遠藤 智栄 委員 太田 倫子 委員 大滝 精一 委員
風見 正三 委員 木村 正樹 委員 鈴木 裕美 委員
高橋 厚 委員 立岡 学 委員 柳井 雅也 委員
吉川 由美 委員 渡辺 一馬 委員

欠席構成員：紅邑 晶子 委員

司 会： 定刻となりましたので、ただいまから「第2回宮城県被災者復興支援会議」を開催いたします。開催にあたりまして、伊藤震災復興・企画部長から御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長： みなさんおはようございます。震災復興・企画部長の伊藤でございます。本日は第2回目ということでお集まりいただきました。先月は10月18日、1年前に震災復興計画の議決を受けたその日に本会議を立ち上げさせていただきました。前は主に産業、雇用関係の話が大半を占めました。最後に柳井先生に総括をいただいた際には、本日は福祉、医療、教育などを中心に議論を行いたいという御示唆もいただきましたので、その方向で御議論いただきたいと思っております。

震災から1年8か月が経ちまして被災者支援制度の大枠については、制度から漏れる個人住宅の再建を除いてはほしい制度は整ってきたと思っております。市町が復興の最前線にはおりますけれども、県としても被災者の支援について実感を持って進めていきたいと考えこの会議を立ち上げさせていただきました。

ハード整備で住まいやまちだけができて、そこに住む人たちの暮らしが実現できなければ復興は実現できないと強く思っております。委員の皆様方様々な角度からの御議論をしっかりと聞かせていただき、今後の復興にいろいろな知恵を巡らしつつ進めて参りたいと思っております。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

司 会： 会議につきましては、県情報公開条例に基づき、全面公開とさせていただきます。また、傍聴に際しましては、配布いたしました「傍聴要領」に従うようお願いいたします。写真撮影、録音等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

なお、本日は紅邑委員が所用により欠席でございます。12名中11名の委員に御出席いただいております。

議題に入る前に、前回会議の概要等について、事務局より御報告させていただきます。

事務局： 地域復興支援課長の熊谷でございます。私の方から資料1により簡単に御説明させていただきます。

第1回目の会議では委員の皆様から、被災地の自立支援や地域産業の再生を中心に御議論をいただいたところです。これらの御意見につきましては、現在被災市町が鋭意進めております高台移転や市街地の再開発などのハード整備とともに被災地の復興には不可欠な視点ですので、県や市町としてどのような対応ができるか、例えば県といたしましては、企業と求職者のマッチングを進めるサポートセンターを11月1日から塩竈市と石巻市に、また、11月2日からは気仙沼市に開設したところですが、今後さらに皆様と議論を重ねて参りたいと思っております。

なお、前回の時間内には他の分野についてお話が聞けなかったこともあり、是非今回は被災地の生活支援のベースの部分について御議論をいただきたいと考えております。後ほど県側から被災者の生活支援の中核となっております仮設住宅サポートセンターの現状や次代を担う子どもたちの対応として児童、生徒への心のケアに関する取組を情報提供させていただきますが、それにとらわれることなく幅広く生活支援について御議論していただければと思います。

なお、前回の会議で委員の皆様から御意見いただいたものの中で、お答えできるものとしまして資料裏面に2題掲載しておりますが、NPO法人の消費税や法人税の取扱については記載されているとおりです。また、(2)のNPOと行政の協働については御指摘のとおり重要と考えておりますので、今後も県といたしましては様々な支援事業を行って参りたいと考えております。当会議の中で御提言、御意見をいただければと思っております。

なお、記載はしておりませんが、前回鈴木委員からお話がありました抵当権の残る買い上げ対象地の取扱については、先週報道がありましたとおり金融機関側と行政側が歩み寄って、売買代金をローン返済に充てることで行政側が売却できる道が開けたところです。また、仙台弁護士会の皆様には被災ローンの減税制度、いわゆる私的整理ガイドラインについても御指導いただいておりますのでこの場を借りて感謝申し上げたいと思います。事務局からは以上です。

司会： それでは議題に入ります。ここからは、前回会議にて座長に選出されました大滝様に進行をお願いしたいと思います。大滝様よろしく申し上げます。

大滝座長： あらためまして皆さんおはようございます。前回会議はやむを得ぬ事情で欠席いたしまして柳井先生には大変ご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

既に第1回の会議でもこの会議の位置付けについてお話があったかと思えますけれども、基本は被災地の現場で起こっていることをしっかりと県に伝えていくことと、それを受けて現状に即した県としての施策につなげていくということが私どもの大きな使命だと思います。同時に今、被災地の復興は基礎自治体である市町村の復興計画をベースにして進められておりますが、市町村を越えて、あるいは個々の市町村の良いところをどんどん取り入れて復興を加速させていくといった動きについては必ずしも十分に行われていないのではないかと思います。そういう意味でも県の果たす役割は大変大きいと思っております。それは県庁だけが頑張るということではなく、私どもも含めて復興を加速させていく取組がもっと行われていいのではないかと思いますので、県庁の皆さんとも協力しながら、我々自身もいろいろな取組をさらに進めていければと思っております。

前回、産業や雇用の問題を中心にたくさんの御意見をいただいたということでしたので、今日は、保健福祉や教育を中心にいろいろな御意見をいただきながら、さらにそれを前に進めていければと思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、早速議題に入りたいと思います。まず、議題1の「復興状況報告」について震災復興・企画部から願います。

震災復興・企画部： お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。本日この資料の中から今回の議論に関連すると思われる部分だけを抜粋して御説明したいと思います。

まず、8ページを御覧いただきたいと思います（4-2復興に向けた主な取組状況（環境・生活・衛生・廃棄物関連））。ここには、仮設住宅の状況等が記載されております。406地区に整備された21,105戸に50,966人が入居している状況です。また、民間賃貸住宅の借り上げでは22,080戸に58,926人の方々がお住まいになっております。また、県外には、県が把握しているだけで8,800人の方々が避難されています。ちなみに昨年度末、7か月前の数字と比べて見ますと仮設住宅の入居者では2,310人が減っており、民間賃貸住宅借り上げの部分では12,128人が減っている状況です。

続きまして11,12ページを御覧いただきたいと思います。医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所の復旧は御覧の通りで、だいぶ進んでおりますが、代替施設で再開したところも多く今後新たなまちづくりのなかでどのように保健、医療、福祉の提供体制や地域支え合い体制を充実させていくかがポイントになってくると考えております。サポートセンターについては、この後保健福祉部より説明していただき、また子どもの心のケアに関する取組については教育庁の方から説明していただきます。私の方からは以上です。

大滝座長： ありがとうございます。今の説明の中で確認しておきたいこと質問ござ

いますでしょうか。

柳井委員： 4-3-①復興に向けた主な取組状況の中で、医療施設の復旧率が約97%となっておりませんが、報道等では気仙沼地区の方では公共の病院はどんどん再開されていくのに民間病院は1億円くらいの借入れを行わないと再開できないと伝えられているがそのとおりなのかどうか、現場の問題や統計上の違いなど分かれれば教えていただきたいのですが。

保健福祉部： 医療施設については有床診療所を抽出して記載しておりますので、無床診療所いわゆるクリニックなどはこの中には含まれておりません。そういうところも含めると再開率は若干伸び悩んでいるという状況はあります。やはり気仙沼地区、石巻地区の方ではクリニックの方が病院よりは後発になっているという状況が見て取れます。

柳井委員： 97%という数字をもう少し読み込まなければならないということですね。

保健福祉部： 3施設だけ残っておりますけれども、それは全壊になっている公立志津川病院、石巻市立病院、恵愛病院の3施設ですので、かなり大規模な病院が今後の再建に向けて今動いているところです。

柳井委員： 分かりました。どうもありがとうございました。

大滝座長： この続きは、より詳細な報告がこの後ありますので、また、その時に出していただければよろしいかと思えます。

それでは引き続きまして議題2に入ります。

なお、議題2と議題3は県からの説明に基づき議論して参りますので、続けて説明をいただき、説明に対する質問、意見等は、この後の議題4の中で一括してお願いします。

それでは、議題2の「保健福祉の現状と取組」について保健福祉部よりお願いします。

保健福祉部： 長寿社会政策課の渡辺でございます。資料3に基づき御説明申し上げます。

サポートセンターの取組状況ですが、サポートセンターについては被災市町において集会所など活用して設置しております。これまでのところ、被災13市町において61カ所設置予定で現在59カ所開設済みです。

主な支援内容としましては、巡回訪問などによる見回り、総合相談が中心となっておりますが、その他、地域のニーズに基づきまして様々な活動がなされているところです。サポートセンターにつきましては、高齢者のみならず障害者や子育て家庭なども広く支援する内容ですので、例えば名取市のように託児所を設置するなど特徴を持った活動がなされているところです。そ

の他、被災者同士のコミュニティの構築や維持のための交流サロン、配食サービスなど様々な活動がなされているところです。

運営形態としましては、市町の社会福祉協議会への委託が最も多くなっています。その他に民間法人や社会福祉法人、また、市町直営で運営しているところもあります。

当初の活動内容については応急仮設住宅への支援が主体でしたが、市町においてはこれ以外に民間賃貸住宅や在宅への支援についても始まっているところです。

被災された方々からの相談内容としては、最初の時期ですと介護、保健に関する相談が多かったのですが、その後生計維持や災害公営住宅への移転などを見据えた相談、また、住宅の補修に関する相談や住民同士のトラブルに関する相談が多くなってきている現状です。

サポートセンター支援事務所の開設についてですが、仮設住宅サポートセンターについては市町が主体となって設置しておりますが、県といたしましては、市町の活動を後方支援するために宮城県サポートセンター支援事務所を昨年9月に開所しております。運営は県の社会福祉士会に委託しており、仙台弁護士会、県ケアマネ協会、NPO法人などの協力団体と連携し、専門職の派遣、阪神淡路大震災の被災者支援経験者をアドバイザーとして招聘し、サポートセンターへ派遣し被災者支援の助言、サポートセンターにおける生活支援相談員の人材育成などを実施しています。

サポートセンターの取組に関する課題についてですが、災害公営住宅、復興住宅への移行も視野に入れた相談が増えており、それぞれ相談内容が変化しているところですので、市町におきましてはサポートセンター追加設置の検討がされているところもあります。これまでのように柔軟な対応ができるように支援を継続して参りたいと思います。

運営経費ですが、国からの交付金をもとに介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置して応援して参りましたが、設置期限が今年度末とされております。国の概算要求には来年度の運営経費も計上されているところです。国との意見交換のなかでは、サポートセンターは仮設住宅の設置期間の間は必要ではないかという考え方は御理解いただいているところですが、単年度ごとの延長という考え方が示されています。支援スタッフ等については、単年度雇用という形態となっておりますので雇用関係も不安定ということもありますし、人材育成、人材確保の観点からも基金設置期限の複数年延長、活動資金の積み増しというのが必要となっておりますので国に対して継続的な要望をして参りたいと考えております。

被災者の方々の生活においては、最近、生活不活発病の発生が懸念されております。被災により職を失われたり、ご家族、ご友人を失われたりして活動する機会が減り、活動することがない、活動意欲がないという形となり、それが体を動かす機会が減るといふ形となり、生活不活発病が負のスパイラルで発生することが懸念されておりますので、その点について医師会の協力

をいただき、医療機関と連携して啓発を進めているところです。サポートセンターの活動を通じて地域行事への参加や毎日の生活で役割を持つなど、被災された方々の社会的役割の回復や活動意欲の向上を図り日常活動量の増加につながる働きかけを行っているところです。

大滝座長： ありがとうございます。それでは引き続き議題3に入ります。議題3「教育の現状と取組」について教育庁よりお願いいたします。

教育庁： 教育次長の伊東と申します。教育の現状、特に児童生徒の心のケアについて御説明させていただきます。震災時に辛い思いも含め様々な経験をした子どもたち一人ひとりの心身への影響をよく見ながら、きめ細かに対応できるよう、これまで小中学校では216名、高校では25名、計241名の教職員を通常よりも増やして対応してきたところです。小学校、中学校、高校ともに臨床心理士等のスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーを配置しまして、子どもたちとの面談や教職員、保護者に対する相談対応、助言などを行っているところです。

全体的には、震災後1年8か月を経て学校生活は落ち着きを取り戻しているように見えるという話、あるいは、被災地でも子どもたちは学校に来ると非常に元気だという報告があります。全体的にはそのとおриだと思のですが、一方で現在でも他の学校の校舎を利用している小中学校は26校、仮設校舎で授業を行っている小中学校が21校あります。また、仮設住宅や親戚等の家から通っている小中学生は5,000人を超える状況です。

津波被災地で活動していただいているスクールカウンセラーの話を聞くと、家族関係あるいは教育環境の変化が生じて落ち着かない態度を示すような児童生徒も見られるというような話があります。5月に文部科学省が保護者や学校を対象として行った調査の結果でも、宮城県の保護者全体の1割強で、物音に敏感になったり、いらいらするようになったという回答、あるいは前よりよく甘えるようになったという回答が見られます。今後も子どもたちに対してきめ細かく対応していく必要があると考えております。

阪神淡路大震災の際には、PTSDも含めて配慮が必要な子どもたちは2,3年後にピークを迎え、その影響は長期にわたっているということで、本県におきましても長期的な取組が重要であると考えております。

基本的にはこれまでも取り組んできたように、教職員、スクールカウンセラーを被災地中心に引き続き多く配置いたしまして、研修を実施しながら、必要に応じて医療や福祉分野と連携した対応を進めていきたいと考えているところです。

大滝座長： ありがとうございます。それでは議題2「保健福祉の現状と取組」、議題3「教育の現状と取組」について御説明いただきましたが、続きまして議題4に入りたいと思います。ここからは意見交換及び情報交換ということになり

ます。それぞれの担当部署から御説明がありました、仮設住宅でのサポートの取組や児童生徒の心のケアに対する取組について、今、それぞれ被災地で取り組まれている方々も多いと思いますので、直接コメントもいただけると考えております。

今回のテーマは保健福祉、教育ということでこのテーマ自体とても広いテーマなので、どこからどこまで扱うかなかなか難しいと思いますけれども、少なくとも仮設住宅を始めとするサポートの問題や心のケアの問題に関係のある分野も含めて御意見をいただき、情報交換をしていただいた方がこの会議の趣旨には相応しいと思いますので、狭くサポートセンターの在り方や心のケアの学校を始めとする様々な取組、実践のみに限らず、そこにつながってくるような問題についても広く御意見をいただければと考えております。一緒にやってしまうと議論が混乱しますので、最初に本日御説明があった、特に仮設住宅のサポートセンターを始めとする保健福祉に関わる問題について御意見をいただき、その後、心のケアあるいはそれにつながるいろいろな教育の問題について御意見をいただくといった順番で進めていき、それ以外に、それに跨がるような共通の問題についても御意見がありましたら、さらに御意見をいただくといった順番で進めていきたいと思っておりますけれどもよろいですか。

吉川委員： その前に質問よろしいでしょうか。

大滝座長： どうぞ。

吉川委員： 今、児童生徒の心のケアの話がありましたが、教職員の方も被災されて大変な中で忙しく働かれていると思うのですけれども、教職員の心のケアについてどのような対応がなされているのか。それから医療従事者に関しても現場での問題をいろいろお聞きするので、そういう部分のケアがなされているのか。それから、見守り活動をされている方たちから挙がってきた情報がどの範囲までどのように共有されているのか伺いたいのですが。

教育庁： 教職員の心のケアについてお答えいたします。震災時に学校が避難所になったところが多く、避難所の運営も含めて非常に大変な思いをしながら仕事をしていたということでメンタル面でのストレスについて心配されたところでした。昨年11月から12月にかけて教職員の健康調査を行いました。結果は、レベル1の「心配ない」という方が59%、レベル4の「要注意」という方が5%ほどおりました。特に沿岸部では「要注意」とされる比率が高いという結果も出たということで、それに対するケアをしていくことにしております。基本的にはそれぞれ個別に面談をするということで、県内で臨床心理士の方に来ていただきながら面談を進めているところです。あと、自分でストレスをコントロールする力を身につけていただくということで、ストレスコントロールのセミナーやメンタルヘルスに関するハンドブックを配っ

てセルフケアをしていただくといった対応をしております。健康調査については来年度も行いまして、その状況を把握していきたいと考えております。

保健福祉部： 医療従事者についての御質問ですが、医療従事者に特化した形で状況を把握していないのが実情です。ただ、医療関係者だけではなく介護、サポートセンターでの従事者も含めて支援者側の支援をするという意味で特にメンタル面では、資料2（復興の進捗状況について）の12ページに記載がありますがけれども「みやぎ心のケアセンター」を設置し、直接被災者をケアするというよりは支援する方々への支援を主な目的として設置しております。開設してから基幹センターは1年、地域センターは半年強という状況で、まだまだ地域に浸透しているかという今後の取組にもかかってくるかと思えますけれども、心のケアセンター職員の訪問により掘り起こしを行い支援者側の支援に努めていきたいということで、体制は整えてきているつもりです。

見守りに関する情報の共有についてですけれども、システムとしてはサポートセンターを中心に仮設住宅に入居されている方々の生活面での様々な相談事、少しずつ広げられるところについては、民間賃貸住宅（見なし仮設）に入居されている方々の様々な相談事についても把握しつつあるところです。そういった方々の課題につきましてはサポートセンター内でコーディネーターを中心とした情報の共有、専門家につながるべきところについてはつなぎ、それは市町村を通してであったり、地域包括支援センターを通してであったり、地域の医療機関を通してであったりということ、専門家につながることをサポートセンターは一つの柱にしているところです。サポートセンターを運営している法人の中で共有が図られ、そして必要な部分については地域の社会福祉協議会、市町村、そういった方々との間で行われるケース検討会の中で共有化されて必要などころへつないでいる状況であると承知しているところです。

大滝座長： よろしいですか。どうもありがとうございました。
（鈴木委員）どうぞ。

鈴木委員： 今日心ケアの問題についての取組が中心の報告となっておりますけれども、安心して学べる教育環境、物質的な面でも教育施設の問題も今回テーマになると考えております。（資料2）18ページの取組のところ、安心して学べる教育環境の確保や防災機能の回復が復興に向けた取組の報告となっております、その関係で心ケアだけではなく学校以外にも幼稚園や保育所等の被害がありましたので、そこの防災体制強化のためにどのような施策を検討されているのか、また、学校における防災教育についてどのような取組が検討されているか伺います。

大滝座長： それでは、教育庁からお願いします。

教 育 庁： 今回の震災の経験を踏まえ防災教育に力を入れていきたいと考えており、まず、今年度は、市町村立の学校を含めて賛同をいただき、小学校、中学校、高校の県内全ての公立学校に防災主任を配置しました。また、市町村ごとの防災主任をまとめる防災担当の主幹教諭も配置したところです。この方たちが中心となって、まずは学校内での防災体制の整備や防災教育をどのように行っていくのかということを考えていただきます。また、今後新たに力を入れていきたいことは、学校内だけではなく地域や市町村の防災担当の皆さんと話し合いをしながら、地域としての防災体制の中で学校が何を担っていくのかということも考えていただくこと、あるいは一緒に防災訓練を進めていく必要があるということで、こういった点を想定して防災主任を配置しました。

宮城県として今後どのように防災体制整備を進めていくかについては、「学校安全基本指針」を10月に取りまとめました。やはり、指針がないと今回の経験を伝えていくことができないのではないかとということで指針を取りまとめたところです。伝えたい教訓ということで示しました。今年度については、以上のとおり、防災体制の整備と指針の取りまとめを行いました。

これから大事なのは、実際の現場で防災教育がなされ、あるいは体制が整備されるということです。今後は防災主任を中心として研修をしっかり行っていくこと、あるいは現場で防災教育をしっかり行えるような仕組みづくりを検討しているところです。今回の経験で大事だったのは、学校それぞれで地域の中でどのように子どもたちを見守っていくかを考えることだと思いますので、県全体で同じやり方ということではなく、そういうことがそれぞれの現場できるようにしていきたいと考えているところです。

大 滝 座 長： 鈴木委員よろしいですか。

質問についてはこの辺でよろしいですか。

それでは、最初に仮設住宅のサポートセンターを始めとした、保健福祉の取組に対する課題、現状、あるいは皆様方が支援活動を通して抱えているいろいろな御意見についてできるだけ多くの皆さんから御発言いただければと思いますのでお願いします。それでは、木村委員お願いします。

木 村 委 員： サポートセンターについてですけれども、被災者支援ということではサポートセンターの設置は非常に有効的な方法だと思います。ただ、今回のサポートセンターの運営に関しては社会福祉協議会が委託を受けても、実際の職員の方たちはほとんどが臨時で雇用された方たちで単年度契約ということもあり、なかなか長期的な見通しの元に仕事ができないという課題が一つあります。もう一つは東松島市の場合ですが、サポートセンターにすべての被災者支援という枠組みを入れようとして、それはそれでいいことですが、やはり社会福祉協議会という枠組みの中で委託を受けている関係上、限界というものがあ

ます。見守りのようなセーフティーネットの部分はきちんと行われていると思うのですが、被災地でこれから2年、3年と経過してくると自分達の生活再建や職業に対してどのように取り組むかというときに現在のサポートセンターでは対応が難しいところがあり、被災の状況と復興の状況に合わせてサポートセンターの役割を変えていく中でサポートセンターの運営主体も変えていかないと、サポートセンター自体が潰れてしまうのではないかと思います。

市町からすればお金を使いたくないということもあって、国の予算を使ってすべてまかなっているのですが、実際に見守りに必要な人員に対して充足していない。していないということは、勤務時間が短時間勤務で賃金が安いということもあって、ほとんどのところで充足していない。そこは市町でやってくださいという話になってしまうと、市町としては国からもらっている予算の範囲内で行いたいということもあり、なかなかその辺がミスマッチになっているのが現状ではないかと思います。

大滝座長： ありがとうございます。

立岡委員をお願いします。

立岡委員： 仙台市と意見交換を定期的に行っているのですが、仙台市の方もこの財源がなくなってしまうと震災の復興に関する取組がほとんどできなくなってしまうので、この予算をどうにか確保することが一番の悩み、課題だということをおっしゃっていました。実際に地域支え合い体制づくりの予算は、様々な取組を入れ込むことができるので活用しやすいと思います。見守り等の活動の財源にも使えますし、就労支援のための財源としても活用させていただいております。といいますのも、厚生労働省老健局の予算だと思うのですがやはり高齢者に対する施策というところがあると思うのですが、実際に相談に来て、生活再建したい、就労したいという方は高齢者の方が多いです。11月の本日付けの段階で120数名の方の相談を受けて、39名の方が就労した実績が挙げられます。その内の半分は50代以上の方です。実際に50代の方がハローワークに行っても、名目的には年齢制限はないけれども実際には年齢制限があるような状況で、なかなか就労に結びつかないということでこちらに相談に来られてマッチングしているというところなんです。

政局がどうなるのかという話にもなっておりますが、被災地に関する予算はきちんと確保できるのかということと、やはりより使いやすい形、単年度ではない形ということも強く要望していきたいと思っております。質問になっていないかもしれませんが意見として言わせていただきました。

大滝座長： ありがとうございます。もし、後でまとめてお答えいただけるようなものについてはお願いします。

保健福祉部： 現在、概算要求の中では要求されている状況です。私どもはそれが予算措

置される前提で事務的には作業を進めておりますので、来年度は今年度の実績を十分勘案して平成25年度に向けても準備はしている状況です。

大滝座長：（風見委員）お願いします。

風見委員： 支援の在り方で、サポートセンターの中でいろいろな相談があると思うのですが、やはり一番大きいのは就労支援、雇用だと思います。生計が立たない限りはいつまでも不安から抜けられません。一つの提案としては、ハローワークでの就労支援については限界が来ていると思っておりまして、今、ワーカーズコープと新しい取組を始めようとしているのですが、いろいろな新しい働き方がありますので、そういうところとのマッチングにおいて、我々は「創職」と言っているのですが、雇用というものはある意味で地域の中で新しい仕事を作っていくような取組が重要になっていて、大きな市場にはならないかもしれませんが、高齢者の方々の場合には地元で支え合いながら働くという働き方があり、それが発展するとコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスになると思いますので、そういった就労支援についても多様な側面からの取組を是非お願いしたいと思います。生きがいというものに非常に通ずるものなので、再建するためには心の再建ということももちろんありますけれども、働いて世の中のためになるということは本当に大きな励みになりますので、この場での意見として申し上げたいと思います。

大滝座長： ありがとうございました。
吉川委員お願いします。

吉川委員： 私は震災直後から支援に入った際に、ドクター、ナース、ソーシャルワーカーとも活動しておりました。PTSDについては神戸の方々から60日まで何らかのケアがされないと長引くので、60日までの間に対策をとった方がいいという助言をいただいていたのですが、対策がとれるような状況ではありませんでした。今回、宮城県内ではノーケアのまま60日が過ぎ、1年が過ぎ、もう一年が過ぎると認識しておりまして非常に長引くだろうと思っています。阪神大震災でも、心のケアを行っているNPO団体が未だに仕事が辞められないという状況があると聞いておりますので、それ以上に長くかかるだろうと思います。ここまで取組をお聞きして、それが我々の精一杯だったと言えらると思います。今までいろいろな支援を皆さんからいただいてここまできているので、ここから先は宮城ならではの知恵を出していきたいと思っています。

震災直後にドクターたちとともに支援に入ったときから感じていて、未だに上手くいっていないと感じることは、具合が悪い高齢者が多い中で足がないなどの理由から病院にかかるのも我慢している方もたくさんいます。要するに今の復興状態は、皆さんが病院に行くという前提での復興状態だと思うのですが、震災がなかったとしても高齢化で病院に行きづらいという状況には近

い将来直面することになるでしょう。たとえばコミュニティケアハウスのようなものがある、医療従事者の方が往診に行くという体制を今後も整えていく必要があると思います。震災により30年早く時代が進んでしまったので、例えば緩和ケアであるとか家での看取りであるとか、そのための地域の人たちの協力体制とか、そういう地域のつながりを作っていく専門家が居たり、あるいは、お年寄りの方だけではなくて、子どもとお年寄りがともにいる場所になったり、アートの側面からコミュニティの人たちが何か一緒に能動的に具合の悪い人とできることを考えたりするなど、多様な人たちが集まって緩やかにつながりながら出て行ってケアを行う、あるいは、ちょっと立ち寄ってもらってちょっとした悩みが話せる場があることが大切だと思います。私たちはコミュニティケアハウスと呼んでおりますがそういった体制、もっときめの細かい皆さんのニーズに合っている体制こそ必要なのではないかと感じています。ですので、宮城ならではの体制を作るならば、例えば学校でも、精神科医や臨床心理士やスクールカウンセラーだけが専門家として任せているだけはいけないと私は考えております。南三陸町の五つの小学校で歌を作るワークショップを行いました。震災から1年を振り返って歌を作り、3.11の追悼式典で歌うというプロジェクトだったのですけれども、当時、戸倉小学校の校長だった麻生川先生と相談して子どもたちを追悼式典に連れて行っていいのかということについて先生方と議論になりました。スクールカウンセラーからは連れて行かない方がいいという意見もありました。しかし、麻生川先生たちと相談して、敢えて連れて行くことにしました。結局、追悼式典に参加した3,000人の前で子どもたちは歌を発表して、町の人たちの反応がある中で子ども心に何かを掴んだと思いますし、子どもが歌ったことが町民の心のケアにもつながったと思います。このような能動的なケアというものが本当は全員に必要なになっていると私は思います。沈んでいる人を誰かが診るということではなく、潜在的にみんな非常に大きな傷を持っているので、何かの活動をしながらお互いに人と人との関わりの中で立ち位置を確認し、少しずつ気持ちが落ち着いていくという過程を見守るが本当のケアだと思っています。麻生川先生に後から言われたのですが、3.11から1年経つのに合わせてテレビでの報道が非常に多くなるのでテレビを見ないように指導したらいいのですが、やはり具合の悪くなる子どもがたくさんいたとのこと。ただし、私たちのワークショップを受けて追悼式典で歌った子どもたちは、誰ひとり具合が悪くならなかったそうで、先生は大変喜ばれていらっしゃいました。それは、たまたま偶然そういうことになったと思いますけれども、何でそういうことを言うかと言いますと、現在、志津川高校でワークショップを行っているのですが、先日、教頭先生に始めて3.11をまともに直視して振り返る授業をあなたたちが行っているということ言われて少しびっくりしました。ということは、有志で作文を書いたりしているのですが、本当に3.11を直視してそれがどういうことだったのか、そこで子どもたち自身が生き延びたことは素晴らしいことだという位置付けをすることをきちんと授業のカリキュラムの中で積極的に取り組むことも、慎重

にやらなければいけません、必要だと思っています。まだ現場がそういう余裕がないことも重々理解しておりますけれども、そういうこともいろいろな専門家がいて一つの授業をどのようにしたらよいかという協働も広い場でなされながら確立していくということも宮城方式になりうると思います。せつかくこういう場があり、いろいろな活動をしている方たちと開かれたプラットフォームがありますので、そこに行政の方たちも入っていただき必要に応じて医療の現場、教育の現場の人たちと多様な人たちがクロスするような取組を積極的に行うようなプラットフォームができないものかということを考えますし、是非御検討いただきたいと思っています。

大滝座長： どうもありがとうございました。
それでは、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員： 県がサポートセンターをサポートする立場であるとすれば、各サポートセンターで起きている、上手くいったことなどをきちんとヒアリングしシェアしていくことができればいいのではないかと考えています。その時に例えば、就労について「何人中何人したのか。」というような単純な成果指標も有効だと思いますが、その手前にある「このような変化が起きたから結果がこうなった。」「このような変化が起きたのはこのような事が事前にあったから。」のような事例を貯めておいて、いろいろな多様な事が起きている中で都市型の「阪神大震災の時はこうでした。」という事ばかりを我々は聞くのではなく、次に東南海地震が起きた時に「宮城県や岩手県の浜ではこういうことがありました。」ということ語れるように我々がしておくことと、目の前で立ち遅れたサポートセンターたちに「このような事をしたらこのような結果が起きたので真似するなら真似してみなさい。」というような事を行うのがサポートセンターをサポートする県の役割なのではないかと考えています。

このような言い方が馴染むか分からないのですが、成果指標の設定、先行指標の開発というものがあってもいいのではないかと考えました。特に就労に向けて起こしたこと起きたことというのは、いろいろなステップがあったはずで、それを正當に評価しておかないと「100人中20人が就労したのでこのサポートセンターはすごいです」という話ではなく、何が起きているのかを丁寧に見ていかなければいけないので、だからどのような指標が必要かは今すぐに思いつきませんが、そのような事をバックアップ役の県がしていただけるのではないかと考えました。

大滝座長： それでは柳井委員をお願いします。

柳井委員： お話が三つあります。まず一点目ですがナレッジマネジメントの構築についてです。宮城県のサポートセンター支援事務所で後方支援を行っていく上で個人の技能や技術に特化して「あの人がいないとダメだ」という議論では、こ

れだけの広大な被災地域をまかなっていくことは難しいと思います。ここではナレッジマネジメントの手法を取り入れてはいかがでしょうか。例えば成功した事例、失敗した事例などキーワードを入れると一覧できるようなデータベースを構築するのです。それによって、先輩の経験が後輩に伝わっていく。個人の経験を皆の共有財産にしていくということを組織的に行っていく。これを宣伝していきながら場合によっては我々の中だけでクローズドにするのではなく誰でもアクセスできるようにして、その代わりガイドラインや監視体制を作りながら皆で作り上げていくようにしてはいかがでしょうか。

二点目ですが、栄養指導という問題が意外と大事で、現地で炊き出しやお弁当を届けた人の話を聞くと、被災時一番深刻だった数ヶ月の間は炭水化物中心で栄養の過多や不足があり、今頃になって歯が欠けたり内蔵疾患が出てきたり精神的に病んでしまい、なかなか自分を取り戻せない人たちがいるということをお聞きしました。こういった人たちに、例えばきちんとした食事の取り方の指導を大がかりにそして組織的に行っていく。とりわけ仮設に入居されている方のうち男性で、一人暮らしの方は特に高齢者になるほど自分で食事を作らなくなりますので、そのような指導を手厚く行っていく必要がある。その時に民間の力も使っていただくといいと思います。単に見回りの人たちがデータだけ集めるだけで終わらせない工夫が必要です。また、多少極端な話かもしれませんが、調理人を連れて行って料理教室等を開催する必要があるのではないかと思います。

三つ目ですが、現場では悲惨な状況が続いているという時に、どこに視線を合わせなければいけないかということが重要だと思います。高齢者と並んで障害者の方にも目配りが必要ではないかと思います。障害者の方の話を聞いていると、健常者から見ると理解できない行動をとるようなことがあるため避難所に居られず、家族の方は泣く泣く自宅でケアしていたという話も聞きます。そういった人たちに対する目配りと併せて職づくり、特にこの場合は内職づくりが必要だと思います。気を付けることは、ほとんど売れないようなものを作らせて福祉バザーで売ることしか行っていない。そういうことではなくて、もう少しデザイナーやコミュニティビジネスの感覚を持った人たちに入ってもらって売れる物作りを行っていく。障害といってもいろいろなレベルの方がいらっしゃると思いますので、それに応じた、人間として生きる権利を与えられるような場面づくりをこういう時こそ行うことが必要だと思います。

それを先進的な取組として、他地域に展開していけるチャンスだと思っています。守りではなくて攻めの福祉や攻めの取組といったものを今だからこそ打ち込んでいくということが大事なのではないでしょうか。単に元に戻すのではなくて攻めていく。そういった視点を持ってはいかがでしょうか。

大滝座長： ありがとうございます。

では、太田委員お願いします。

太田委員： 最近私は自分の活動で気がつき始めたことがあります。子どもたちに非常に情報発信力があります。それはどういうことかと言いますと、二つ要素がありますけれども、子どもたち自身が震災を経験した自分達にしかできないことがあると気がつき始めています。そして、その子どもたちの話を聞きたいというニーズがあります。それはどういう方かと言いますと、先週の土曜日にもワークショップの中で行ったことなのですが、横浜で記者活動を行い地域の情報を発信している子どもたちとユーストリームを使って交流を行いました。横浜から質問を受けて石巻の子どもたちが答えるという流れなのですが、質問が進むごとに皆ハキハキと非常に元気に答えていました。実はこれは今回に限らず、私が行っている子どもの情報発信活動の中で北は北海道から、北海道の中学生は毎回分厚い感想文を送ってくれます。正直なところこれに返すことができていません。先日も熊本のチャリティイベントで寄付金をいただいたのですが、それにも子どもたちからたくさん手紙がつかってきました。こういうことに一つ一つ返していくことが大事だと考えています。被災地の子どもたちが今どういう気持ちでいるのか知りたいというニーズがあります。被災地の情報量が減って記憶が風化していくということが懸念されるのですけれども、情報がたくさんあればいいのかと言うとそうでもなくて、受け手が誰の話を聞きたいかによって、同じ情報を発信していても力が変わってくると思います。そういう意味で今、子どもたちに情報発信力があるということに注目していくべきではないかと思えます。そして、子どもたちに社会参加意欲が芽生えている、もちろん心の傷の程度によっていろいろな状況があると思えますし、学校で手厚い心のケアがなされているのですが、子どもの中には高い社会参加意欲を示している子どももいます。そして、次に日本や世界で災害が起きたら自分達が今度は何かしたいと、こういうことを言うようになってきました。ですので、学校で一律何かを行うには限度があるかも知れないですが、例えば民間の力とかあるいは特別なチームを結成するとか、情報発信力のある子どもたちの力を活かしていくことで災害の記憶を風化させない、そういうこともできるのではないかと考えています。もしよろしければ県の方で情報発信についてどのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

大滝座長： 範囲が広いのでストレートに答えるのは難しいかも知れませんが、
お願いします。

震災復興・企画部： 今、仰ったような子どもの状況を見定めた形の情報発信は足りないという気がしています。大人の方々の活動については、被災者の方に取材記者の役割をしていただいて県庁のブログでの情報発信やNPO法人助け合いジャパンの力を借りて映像発信を行ったり、全国に向けて定期的な復興状況のチラシを出したりという事は行っていますが、今、太田委員の仰ったような子どもの発信力、確かに子どもの笑顔にはものすごい力があると思うので、それを元にした情報発信というところには我々はまだ着目できていなかったと思ってい

ます。

大滝座長： それでは遠藤委員お願いします。

遠藤委員： 現在、支援者の支援という活動を行っておりまして、2週間前もリフレッシュツアーを青森に、いろいろな方からの寄付や助成金をちょうだいしてお邪魔してきました。その時には、災害ボランティアセンターの一般のボランティアさんのご参加ですとか社会福祉協議会で支援をされている方ですとか、今回NGOとして遠方から宮城県に支援に入っている方々、地元のNPOの皆さんなども参加してくださって皆さんでリフレッシュしてきのですけれども。その中の御意見で、今までリフレッシュしようという思いすら浮かばなかったと活動者の方が仰っていました。やはり平時から支援活動を行っていた方は、如何に支援活動の中で自分のストレスをリフレッシュするかということを考えていらっしゃるかと思うのですが、今回は今まで支援活動をしたことがない方が支援活動をされているので、意識的にリフレッシュしようということが抜け落ちています。目の前にいる被災者の方を何とか支えたいという思いが真剣であればあるほど、熱心であればあるほど、リフレッシュということが一言も浮かばないというのが現状だということを改めて確認しました。その時にいろいろ感じたことは、ケアする人のケアは重要だということを一回は聞いたことがあって頭の中にはあるのですけれども、それに実行が伴っていません。それを現場で言葉に出したとしても、それをどのように実践していくかということを簡単に分かり易く説明するツールが流通していないのが現状だと思います。特に重要だと思っているのが、NPO、NGO、サポートセンターというようなところのチームリーダーやマネージャークラス以上の方々が、そういった研修を受けられて、且つ、専門的過ぎると実際の現場と乖離してしまって実践できないので、なるべく現場で展開しやすいような、すぐに現場で使えるような、自分のチームメンバーとすぐにはできるような、そういった研修や情報提供がとても今必要とされていると思います。必要とは分かっている、今はできない状況。そういった活動を支援しているNPO、NGOもありますので、そういったところと福祉の部署の皆さんが連携していただいて、より現場の状況に合ったツールを開発できればいいのではないかと考えております。

先ほど資料のご紹介の時に、学校向けなどにメンタルヘルスのハンドブックを提供しているという話をさせていただいたかと思いますが、そういったハンドブックなどを公共的な機関の支援者の方だけではなくて、民間で支援されている方々もたくさんいらっしゃいますので、是非民間の方々へも提供いただけないかなと感じました。その内容もベーシックな部分は一緒でいいのですが、対象に合わせた形で民間の方々と一緒にマイナーチェンジするような形でより今回の震災での経験を活かしたものにバージョンアップしていけるといいのではないかと考えておりましたので、そのあたりを御検討していただけたらと思います。

あと一つはきちんと確認はしていないのですが、支援者の支援やメンタルケアの活動の中で保健師さんとお話する機会がありまして、その保健師さんが心配なさっていたのが、要支援の方が家庭の事情やその方の事情で自治体をまたいで引っ越しされるケースが多くあります。その時に今までのその方に関する情報が引き継がれません。医療機関にかかっているならばカルテという形で残りますが、民間の方々のサポートや行政機関でどのようにサポートしてきたかという情報は引っ越した先の自治体に引き継がなくていいのだろうかという疑問をお持ちの保健師さんもいらっしゃいました。保健師さんが扱う情報は個人情報なので、なかなか民間の支援組織が入手することは難しいので、そういう中でなんとか支援の壁とか隙間とか谷間をなくすようなことも今後できないものか気になるポイントでしたのでお話をさせていただきました。

先ほど心のケアセンターのご紹介の中で支援者も行っていいと仰っていたかと思いますが、そういうことに対応できていない報告もいただいておりますので、心のケアセンターは被災者の方のためのセンターと捉えられているところもありますので、センターの職員の方や外部の方にも支援者の方も歓迎しますよというようなメッセージをもう少し発信していただけたらなと思います。

大滝座長： ありがとうございます。

鈴木委員お願いします。

鈴木委員： 仮設住宅のサポートセンターによる被災者支援は非常に重要な取組だと思っております是非十分に機能していただきたいと思っておりますが、各自治体がサポートセンターを設置して取り組んでいると、県は後方支援だということで紹介いただきましたけれども、具体的にどのような活動をしていて、本当に目的通りに機能して良いところとあるいは問題点とかないかどうか、一覧表（資料3）だけでは分からないところがあります。先ほどの発言にもありましたが、良い取組をしているところはそれを後世に残すような情報の集約や発信を心がけていただきたいし、問題点があるのであればそれに対する改善の方策を検討いただくということで、サポートセンターの活動状況について調査して報告していただくという活動をお願いしたいというのが一点目です。

一つ問題点ではないかという例なのですが、弁護士会もサポートセンター支援事務所に協力してサポートセンターに弁護士を50名以上派遣し相談対応しております。ただ、聞きますと13地域ある中で専門家の相談会の開催などを具体的に定期的に行っているのが女川町と東松島市だけだと、弁護士サイドからだけでは分かりませんが、そこだけだという話を聞いております。他のところがどうして利用されていないのかという問題点、あるいは活用しているところからは「このような取組をして今後の生活再建支援に役立っている」というような情報発信、いずれかの面どちらでも結構ですので、是非サポートセンターの取組を今後活かしていただくように、あるいは改善点があれば御

検討いただけるように各協力団体と検討するなどして解決にあたっていただきたいと思えます。

大滝座長： ありがとうございます。
高橋委員をお願いします。

高橋委員： 連日、仮設住宅の方たちに取材をして今、異口同音に皆さんが言うのは結露の問題です。2年目の冬ということでそれぞれに少しは工夫していますけれども、身近な問題になりすぎて申し訳ないのですけれども、風呂の追い炊きや風除室は去年の冬対策として行われましたが、今、結露は深刻な問題でして、カーテンなども絞ると滴り落ちるそうです。この辺がどういうレベルで対策が可能なのか、新年を少しでも良く迎えるために、どこが主導してどういう対策が可能になるのか分かりませんが、県内すべての仮設住宅の共通問題だと思いますので市町村への指導等があるのかどうか、山元町は高齢化率が県内6位ということで65歳以上の方が多いのですが、結露対策一つをとっても自分でやれない人が結構います。ですから、仮設住宅毎に町なりが業者を決めて一斉に実施してもらいたいということを痛切に感じています。

それからもう一つは、教育に関することですけれども全国から派遣教職員という方たちが山元町にも来ております。短期的に手伝っていただくということになりますけれども、こういった方たちの実際に教室で子どもたちを教えてみでの感想なり改善点、気づいたことなど、こういったことは市町村レベルにまとまって上がっているかと思えますけれども、こういうものを県の方に集約してそこから見えてくるものや共通点とかあるいはアドバイステキストのようなものを作るとかあるいは地域の特性とか、こういうものを県の主導で派遣教職員の方たちに何か活用できることはないかということを感じております。町内の先生方が日頃教えている中で見えているものを感じているもの、短期的にはありませんけれども町外、県外から来た先生方が感じるものの中に案外、町内の先生方が気づかないこともあるのではないかと思いますので、今後の教育の場で派遣教職員の皆さんの役に立つような何か進んだ形でできればいいのではないかと考えております。

大滝座長： どうもありがとうございます。

私から一つだけ。この資料の中にも仮設からこれから災害公営住宅に移っていくという話が出ているのですけれども、サポートセンターを始めとして様々なケアですとか特に福祉とか医療との関係との結びつきやネットワークというものを、仮設で培ったものをさらに災害公営住宅に活かしていくということももちろんだと思えるのですけれども、災害公営住宅に入ることによってかえってクローズになってしまうという、そういう危険性もかなりあるのではないかと私は今から懸念しています。災害公営住宅の中にどのようなものを作っていくといいのかとか、特に地域との間の結びつきとか、いろんな

連携とかいうことを今から相当見越して作っていくということを同時並行的に始めていくことが大変重要ではないかと思っています。県のガイドラインを見せていただくと、そういうものに対する配慮は十分行われているのですが、それが各被災地の中に入っていったときに具体的に上手く実現できるかどうかということについては、いくつかの懸念事項があるのではないかと思っています。是非そういうことに対する対応についても、今からきちんと設計していくような、そういう対応を県としても取っていくことが必要ではないかと思っています。

それでは、時間が少し押してきておりますけれども、後半のテーマ特に子どもたちとか学校の生徒の話が中心だったかと思うのですが、心のケアを始めとして教育に関する御意見等についていただきたいと思います。

それでは渡辺委員をお願いします。

渡辺委員：二つあります。成績は下がったか、それはどれくらい変わったかということです。今この瞬間、もちろん心のケアの大切さも重々承知しておりますが、本人たちが数年後に高校受験や大学受験のときにまたそこで次の一歩が行けなくなるといったことになるかと本末転倒ではないかと思っています、そのような把握をされているのかどうか、どのように取り組まれているのかどうかについて伺います。

もう一つは、小中学校の先生から総合学習時間のコーディネートをお願いを昔からされていて、その関連で震災後もいくつかの学校からコーディネートの依頼があり、被災地外の特に都市部の学校が沿岸部の学校とコラボレーションで授業を行いたいという話をいただくのですが、だいたい勝手なことを言います。いろいろなことを言ってきますが、そうすると現場の方は非常に混乱します。先ほど太田委員が仰ったように、やっていただいたことは非常にうれしいし、それに対してお返事も出したいけれども返事を出せないくらい相手側からのものがくる。提案をさせていただきたいのは、多くの日本中の子どもたちや先生たちがこの被災から何を学ぶかということを考えているうちに、多くの子どもたちや学校とつながれるような仕掛けが作れないか。それは市町の教育委員会ではできない話だと思うので、バックアップする立場の県として何かできないか。例えば、総合学習時間を他校と組むときのガイドラインの設定、しかも一対多数でできないか、相手側が10校あってもこちら側は1校の一つの学級で済みますと。ヒアリングをする内容が皆同じ時間に合わせていただいて、皆テレビ会議に入って質問をすとか。商品開発の話も途中であったかと思えますけれども、子どもたちが商品開発をして外側で売る時に外側で売る子どもたちのペアを作ってあげることとか今のうちにそのような仕組みを作って、表現は悪いのですが、震災が売れるうちに売り切った方がいいと思っています、売った上で数年後、今度はその子どもたちや学校が「だいたい落ち着いたろうから宮城県に修学旅行に行きたい」となれば観光振興にもなるのではないかと勝手に思っています。現場の先生たちに善意として他の学校からは是非手伝いたいとい

う申し出により仕事が増えて押し潰されるということを何らかサポートできることがないかと思っております。

その関連でもう一点、防災担当の先生をつけるということももちろん必要だと思いますが、現場に仕事が増え続けていくというのはあまりどうかと思うところがあるので、責任者として学内の人は必要ですが、ペアとなる外側のPTAなのか町の方なのか地域防災担当者のような人を外に作っていただいて、いざというときはその人たちも一緒に活動するような、学校内の負荷が下がるような外から力が入りやすくするようなガイドラインが整備できればいいのではないかと思います。

教 育 庁： 今年度の全国学力・学習状況調査の結果からは、県全体でするので地域的なものは見えないところはありますけれども、宮城県の小中学生の学力は少し上がってきている状況で、震災後の状況の中でも頑張ったんだなというところではあります。個々に検討したわけではありませんが、被災地の方が下がっているかというところのような傾向は見えないと思います。

あと学習支援の話もありましたので話しますと、被災地で学習する、特に仮設住宅でなかなか学習ができないということから学習支援が大事だということがあって、県内の各市町村には各地域の方々の力を得ながら学習支援をするといった取組も進めているところです。

大 滝 座 長： 太田委員お願いします。

太 田 委 員： 渡辺委員の防災担当の先生のことで現場の仕事が増えてしまうのではないかというお話がありましたけれども、仕事をアウトソースする方法はいろいろあると思うのですが、この間非常に良い事例を見せていただいたのでご報告したいのですが、鮎川小学校だったのですけれども、防災教育と防災訓練に石巻イオンモールの防災チームの皆さんがチームで小学校に行き、例えば心肺蘇生法のやり方ですとか企業の方が教えるというのがありまして非常に良かったと思います。いろいろな企業の方から何か支援をしたいのだけれども、お金だけではなくて自分たちの企業が持つノウハウを使ってできる支援はないかという相談を受けることがあります。例えば大型ショッピングセンターとか大勢の人が集まる場所は人を避難誘導させるノウハウを常に持っていて、教えるための資材なども揃っています。そういう民間企業の力をお借りするというのも一つの方法として良いのではないかと思います。それはコストやマンパワーの面でもいいと思うのですけれども、さらに子どもたちがいろいろな職業の人たちと出会う機会にもなります。例えばそこで出会った人を見て自分も将来こういう人になりたいと思うチャンスにもなるかもしれないので、そのような民間の様々な職能を持った人たちが協力するということがもっと活性化されてもいいのではないかと思います。

大滝座長： ありがとうございます。
風見委員をお願いします。

風見委員： 今、東松島市で作家のC・W・ニコル氏と一緒に支援に入って「森の学校」づくりに取り組んでいます。野蒜小学校は集団移転事業で高台に移転するのですが、それに伴って今までの学校ではなく自然の教育を受けたり地域と一緒に学校を作っていくという新しい取組を始めています。区画整理事業の中で学校だけを作るのではなくて、その周辺に医療施設、介護施設、託児施設などを作る計画があるのですけれども、学校を作るときに単に学校だけではなく地域の教育を絡めた横断的な計画づくりができればいいのではないかと思います。そうすると意外と担当部局が縦割りになっていて、どうしても学校だけで解決することになってしまうと非効率であるし、また、いろいろな壁が出てくるのですけれども、これは県の機能が非常に大きいので、先ほど柳井委員が「攻めの復興」と仰っていましたけれども、復旧であれば元に戻すことかも知れませんが国も創造的復興と言っているわけですから、より良い教育施設を今回被災にあったことによって子どもたちが手にするといったことが被災地に対する希望を作ることだと思います。

新しい学校づくりというのは東松島市だけではなくていろいろな試みが出てくると思うのですけれども、それに対して県としてしっかり支援していただきたいと思います。先ほども出ていましたけれども、学校の生徒もそうですけれども教員も癒やされなければいけない状況にあって、「森の学校」ができれば、例えば学校の中で森の中で癒やしを受けたりとか林業とか新しい産業につながる試みも出てくれば子どものころからのキャリア教育ではないですけれども仕事を学ぶことにもなったり、また、地域の人たちと交流ができる学校が作ればと思っていますので、そうすると今度は学校をどこまで開放すべきかクローズにすべきかといった議論があったりとか、安全とかいろいろな基準がありますけれども、そういうものも新しい学校づくりという観点で少しチャレンジングに取り組んでみようかという姿勢を県の方でも持っていただけると、たぶん新しい学校の中で、新しい東北で震災はあったけれどもそれによって新しく再構築できたのだということを発信できれば、それが本来の復興ではないかと思えます。教育の現場では、子どもたちがたくさん学んでいます。いろいろなワークショップを行うと子どもたちは本当によく分かっていて、本当に自由な発想をしていまして、そういう発想を今までの既成の考えで潰さないようにしてほしいと思っています。教育から未来の社会に向けて復興が進んだという手応えを子どもたちと一緒に作っていきたいと思っていますので、そのような観点から教育に関しては特に地域の中の一つの大きな拠点ですし、今までの既成概念にとらわれない新しい学校づくりに復興を機に取り組んでいただけるような環境整備できたらいいのではないかと思います。地域の中で学校をもう一度考え直すような仕組みを是非チャレンジしていくべきではないかなと思っています。

大滝座長： 柳井委員をお願いします。

柳井委員： 二点あります。一つは、今回の震災は外国からいろいろな方がきてくれています。例えば、大滝先生が関わっている東松島市はデンマーク、女川町はカタール、南三陸町はサウジアラビアが入っています。こういったものを例えば語学教育や国際文化を学んでいく契機にして、先進性ということは敢えて言いませんけれども、文化や子どもたちの資質の幅を広げるように活かしていく。そういうカリキュラムや体験学習も含めて国際理解を進めるように考えていてはいかがでしょうか。人づくりを怠ると、10年後、20年後に地域のチカラが衰えていきます。併せて情報発信という点では、子どもはいつもまでも子どもではなくて何年か後には大人になっていくわけですから、こういった人たちが一つのミッションとして世界中にいろいろな情報を伝えていく。このような少し息の長い取組として今回のマイナスをプラスに変えていくのがいいのではないのでしょうか。

もう一点は、防災について先ほどからいろんな委員の方が言われていますが、学校ですべて抱えてしまうことはやらない方がいいと思います。むしろそれをアウトソーシングしてはいかがでしょうか。先ほどから出ているコミュニティビジネスの力で。ただし、外に出して終わりということではなくて、例えば防災の専門家が入ってきたりデザイナーが入ってきたりコンサルの人も入っていきます。そういった人たちとチームを作って、例えば防災教育、企業の防災教育も含め、多少お金をいただくことになります。そうすると、火のおこし方から始まってカリキュラムを作ると簡単に10時間とか30時間とか作れてしまいます。1回来て終わりではなく、本当に地域に深く被災の状況も含めて学んでいただく。そこにいろいろな仕掛けが出てきます。住民も参加するし小学生も参加するようになる。そういった受け皿づくりをきちんとどこかでやっていかないと、学校対応、実際は個人の先生方の関係であったり、直接電話一本で受け入れてくださいという話になったりしますので、結局、現場が混乱することになります。普段の流れが攪乱されてしまうわけです。そういったものについては全部そこで受けて、きちんとお金を取っていく。そうすると雇用も生まれますし防災観光ということで新しい切り口も生まれてきます。そして、教育の方もあまりそういったことに攪乱されなくてきちんと教育もできる。そういう体制整備をきちんと行っていく。もう少し地域の人を信じて欲しいということです。

もう一つは学校の教育に求められる力として、これは防災の専門家に伺った話なのですが、学校に植える木を桜でもいいのですが実のなる木を植える。いざというときのそれをもぎ取って食べることができる。コミュニティビジネスのセンスですとカラスが来たらどうするか、カラスを駆除するための人を一人雇えることになる。そういうことが仕事づくりにつながります。これが実は災害に強い地域づくりになっていきます。民間レベルがそこを提案し

ていって、連携しながら、それをきちんと計画化していく、こういうことが大事になってくるのではないかと思いました。

大滝座長： ありがとうございます。
立岡委員をお願いします。

立岡委員： 大阪府箕面市で実際に引きこもりの子たちを緊急雇用で雇って、カラスがあまりにも多く来るので引きこもりの子たちがカラスを追っ払うというのを緊急雇用で雇って、引きこもっていた子たちが外に出るような形になったので次につながっていったという話がありました。実際に引きこもっていた子が表に出られるようになったという成果が出たというのが大きいのかなと。そのような観点での雇用というものを考えていく必要があるのではないかと思いました。あとは、ペーパーで一応を出ささせていただいたので、こちらに関して担当の部局の方からお答えいただければと思っております。心のケアについて教職員の話もありましたが、実際は県職員の方もメンタル面で大変なのではないかなとすごく思っております、どうしても現場優先になってしまいますが、県職員の方々も本当はメンタル面のフォローが必要なのではないかなと気にしております、そのあたりについても御意見いただけたらありがたいと思っております。

大滝座長： 吉川委員をお願いします。

吉川委員： 先ほど渡辺委員が仰ってしましても、ガイドラインを学校側で作らなければいけないのではないかという意見は本当にそうだと思います。私は教員だったので現場が外とつながりたくてもとても忙しいし、どのようにしたら外とつながっていけるのかも分からないので、基本的な何か例えば「この時間数は何か外とつながることを行う」とか、あるいは「他校と何か合同で活動する」といった簡単ガイドラインがあって、そして中間組織のようなところがあるいろいろなつながりとかできないと学校の中だけではとても大変だと思います。今、柳井先生からも話があったようにイギリスでも各教育委員会の中にコーディネーター役の方たちがいて、その人は単に芸術家とつながりだけではなくて、いろいろな地域のいろいろな人材をその授業の中に取り込んで行くにはどうしたらいいかということプログラムにしています。例えば、スコットランドでは、スコットランドの学校全部で同時にワークショップを行うといった規模で地域をつくるとは何かを考えるロールプレイのワークショップが行われています。あまり被災していない仙台市内の中心部の子どもと被災地の学校の子どもたちが交流するとか、そういったことも中間組織があればかなり可能になるのかなと思います。俯瞰で見えてつなげる、現場のことがよく分かっているといけないうのですけれども、そういうコーディネートする中間組織を大きな組織でなくてもいいので必要だなということを感じています。

ふるさととか生きることとか地域の中のつながりとか、震災だからこそ哲学的テーマにも向き合って大人が学び直す機会というものをつくっていただけたらいいのではないかと考えています。

三つ目はその中の一つになるかと思うのですが、地域の自治組織とか地域の協議会とか支援する機会が結構あるのですが、地域の話し合いの場に行くと話し合いになっていません。平時は、素案承認型で事務局案に頷くといった話し合いが結構あったかと思うのですが、今回は本当にいろいろな方を巻き込んで地域の合意形成をしていくという話し合いができていない場にとってもたくさん出会います。一度、混乱した話し合いの場に大人の方が出ると、「こんな話し合いだったら次から来たくない」というケースも結構あって、ある意味、将来の宮城のことを考えるともっと大人が対話の技術を学び直して実践していかないと復興とか離れた方がまた戻ってきて愛着ある地域を作っていくことができないのではないかと考えていますので、大人の話し合いの場、対話や議論の技術も生涯学習や社会教育の場で是非学び直す機会を作っていただけたらいいのではないかと考えています。

大滝座長： 鈴木委員をお願いします。

鈴木委員： 学校の防災対策については学校安全指針等を作られているということですが、今回の震災では幼稚園とか保育所とか学校以外のところでも子どもたちが被害にあっているということがあります。やはり学校だけではなくて地域全体で子どもをどのように守るかという観点で教育委員会やそれ以外の保育所や幼稚園の関連部署、県の力を集結して地域との協働で取り組むということを検討いただきたいと思います。

それから、防災主任を設置して対応を強化していくというのはいいのですが、今回の震災ではやはり時々刻々と変化する情報が的確に伝わらなかったということが非常に現場としても大変だったと思います。例えば、その対応で学校や幼稚園ごとに沿岸部では防災無線を設置して欲しいという要望があったという話を聞きます。情報をきちんと伝えるという面でどのような取組、たぶん検討されていると思うのですが、なお一層御検討いただければと思います。

大滝座長： ありがとうございます。

木村委員をお願いします。

木村委員： 二点ほど現状について報告させていただきたいと思います。一つは子どもたちの通学の問題です。東松島市の鳴瀬地区は小学校4つと中学校2つありますけれども小学校2つと中学校1つが被災しました。仮設住宅からは現状の学校に通学できるようスクールバスを走らせています。ただ、私が住んでいる地域でも小学校があって、500世帯の仮設住宅を引き受けたのですが、基本的には前の学校に行っています。今年の4月に新入生の段階でお母さんたち

が心配されて、バスで遠くに行くのは大変なので歩いてすぐ目の前に学校があるので、その小学校に入れるわけですけれども。そうすると、兄弟で通っている学校が違うという形になります。その後、集団移転すると今度は移転先で学校をどうするかという問題出てきます。そうすると、住んでいる場所と兄弟が通っている学校が違うという状況が生まれてくるわけで、これが我々地域づくりをしている者からすると、最初は小学校のPTAとか子供会活動から地域に馴染んでもらうのに、結局通っている学校が違うことによってその先、子どもたちが大人になったときに自分たちが同級会するにしても違う場所で行うことになってしまって、それはどうかなと思っています。ただ、どうしたらいいか分からないですけれども。

もう一つは小中学校の再編の問題です。先ほど言った鳴瀬地区は中学校2つ小学校4つを中学校は1つに小学校を2つに再編するというにしています。それは住民と合意形成を持って行っていることですのでそれはそれでいいと思います。ただ、宮戸という島に4つの漁村集落があって3つが壊滅して1つが残っているのですけれども、そこにも小学校があります。もともと少人数で複式学級にしようとか統合しようという話は出ていたのですけれども、市で希望調査を取ると従来20戸程度戸数があったのが結局移転の希望は一桁しかないという状況で、ただ、詳しく話を聞くと若い人たちは子どもの学校がなくなるのであれば他に移転したいという意見があるようです。先ほどから出ている話の中で子どもたちのための学校教育というのは分かるのですけれども、地域で住んでいる者にすると特に小学校のレベルは地域の一つの拠点でもあるわけです。ただ、それを子どもたちの教育とかコストの関係で小中学校の統合という形になって、それが地域に人が住まなくなっていくということにつながっていくと思っています。小中学校は市町村教育なのですけれども高等学校になるとこの前、石巻市の北上地区のお母さんたちと話をしていて、高校生の子も持った親にとって何が一番大変かという、子どもの通学が一番大変です。北上地区だと近くの高校まで40分くらいかかります。そこまで朝と晩に送り迎えが必要になります。そうするとお母さんたちはパートにも出られない。県としては県全体で子どもたちの数があって高校の数を決めるというのは分かるのですけれども、そうすると仙台に住んでいる人以外の子どもたちを抱える親にとってはどこに住むかということが切実な問題になってきます。今回、被災を受けてどこに移るかとなったときに小さいお子さんを抱えている親からすれば、自分の子どもが少なくとも高校を出るまでの間どこに住めばいいかという選択肢になってきて、地域づくりからだんだん離れてくるような状況になっているのが現状です。これをどうしたいかということについては私も回答がないのですけれども、そういうことが今被災地ではおきています。

大滝座長： ありがとうございます。

それでは、お約束の時間が少し過ぎておりますので、子どものケア、心のケアを始めとするいろいろな教育の問題についても非常に多様な御意見をい

いただきました。

皆さんから防災教育の在り方とか学校そのものの持っている価値とか、それから地域全体にいろいろなつながりを作っていくという在り方を考えてみてはどうかとか、それから学校同士がいろいろなつながりを作ってそれを教育につなげていくためのコンビネーションとかプラットフォームの在り方とか、これは県がやらなければいけない仕事もあると思うのですけれども、我々、民間でもいろいろな努力をまだやれる余地が十分あるのではないかという気がしますし、県と一緒にやってやるべき仕事はかなりありそうだなということ感じました。

それから大変広いテーマでしたのでいろいろな観点から心のケアと教育の問題については御意見をいただきまして、県の皆さんにとってもいろいろな意味で参考になった点が多かったのではないかと考えています。

それでは時間ですので先に進みたいと思います。議題の5に入ります。その他ですけれども出席者の皆様から何かありましたらお願いします。

鈴木委員をお願いします。

鈴木委員： 前回の話に戻るのですが、最初の会議は活動紹介の時間がかなりあって時間が足りなかったり、どういう視点で発言すればいいかまだ分からなかったので、是非、一回目にあったテーマにも時間なり機会をとっていただいて、次回は石巻の現地調査をするそうなので非常に関係あると思いますので、スケジューリングの方をお願いします。

大滝座長： ありがとうございます。

どういう議論を進めたらいいかとかどうかについては今日ではなくてもいいのでまた御意見いただければと思います。

皆さんからお一人お一人御意見をいただきゆっくり議論するには時間が短いのではないかなと、もっと皆さんいろいろなことをお話になりたいのではないかと思いますけれども、少し厳しいかなという感じを受けました。

それでは県の方から今回の会議を踏まえまして何かありましたらお願いいたします。

震災復興・企画部： 長時間ありがとうございました。まず政権がどうなっていくかという中でこれまで復興に関して引き続き国の様々な支援が得られるように、特に財源の確保、財源の継続つまり制度の継続については最大限の力を集中して取り組んでいきたいと思っています。

また、いくつか御指摘ありましたけれども、当初の制度と時間が経っていく中でその運用、運営を変えていかなければいけないという視点、これについても御指摘の通りだと思いますし、ここは市町とともに課題を共有して取り組む必要があると思っています。

それといろいろと御提案をいただいた裏に、それぞれニーズを掴んでおら

れて問題を把握されて御提案をいただきました。全体の問題の構造がどうなっているのかというものも様々な御意見の中から私どもの方としても見る事ができないかなと考えております。

また、様々な部局で様々な検討の舞台がございます。そういうことから考えますとこの会議の在りようというのはすごく難しいのですけれども、その奥にある問題の構造を明らかにしていくことがすごく大事ではないかなというところもあります。そこは試行錯誤で立ち上げた会議体でございますので委員の皆様には消化不良の部分もあるかも知れません。

今回は石巻でやらさせていただきますので、そういう中を通してこの会議体の在りようも含めて今後、復興に少しでも資することができるように私どもも運営をしてまいりたい、あるいは委員の皆様の御意見を拝聴してまいりたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

大 滝 座 長： ありがとうございます。以上で予定していた議題を一切終了ということになりましたので座長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事 務 局： 大滝先生大変ありがとうございました。最後に事務局より御連絡いたします。今回は12月25日、石巻で現地を視察いただきながらこのような会議を持ちたいと考えております。詳細につきましては後日、事務局の方から御連絡いたします。また、第4回目につきましては平成25年2月中旬頃に予定しております。こちらの方も事務局から連絡させていただきたいと思っております。

また、本日、立岡様と鈴木様からいただきましたペーパーについて、内部で見させていただいて回答できるところは後日改めて回答差し上げるか、若しくは次回の会議で議論させていただきたいと思っております。

以上を持ちまして第2回宮城県被災者復興支援会議を終了いたします。